

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和5年度第3回会議
開催日時	令和6年1月17日（水）午前10時から午前11時15分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>（審議会委員） 米田会長、山田委員※、熊谷委員※、玉記委員</p> <p>（事務局） 柴原企画部長、樽見企画部主幹（企画政策課） 前川企画政策課主査、利根川企画政策課主任 堀文化振興課長、笹野文化振興課主事 中澤環境保全課長、三城環境保全課主査</p> <p style="text-align: right;">※リモートでの参加</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状の交付 2 会長及び職務代理者選出 3 会議の運営について 4 西東京市民会館跡地新施設施設使用料の新設について（審議） 5 エコプラザ西東京施設使用料の適正化について（諮問） 6 エコプラザ西東京施設使用料の適正化について（審議） 7 その他
会議資料の名称	<p>資料1-1 市民会館跡地新施設の施設使用料について</p> <p>資料1-2 市民会館跡地新施設 使用料原価計算書（見込み）</p> <p>資料1-3 市民会館跡地新施設の施設使用料算出表</p> <p>資料1-4 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較（市民会館跡地新施設）</p> <p>資料2-1 エコプラザ西東京施設使用料について</p> <p>資料2-2 エコプラザ西東京 使用料原価計算書（令和4年度決算）</p> <p>資料2-3 エコプラザ西東京の施設使用料算出表</p> <p>資料2-4 市内施設類似施設との比較（エコプラザ西東京）</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1</u> は記録なし</p> <p><u>議題2</u> 会長及び職務代理者選出 西東京市使用料等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選で米田委員を会長に選出し、同条第4項の規定により米田委員が職務代理者に山田委員を指名した。</p> <p><u>議題3</u> 会議の運営について 事務局より、会議の運営について説明し、西東京市市民参加条例に基づき、以下の事項について確認及び決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議については原則公開とする。 ・会議録を作成し、市ホームページ及び情報公開コーナー等で公開する。 	

- ・会議録の作成は、「発言者の発言内容ごとの要点記録」とする。
- ・会議録の作成のため、会議内容を録音する。
- ・会議の傍聴手続は、「西東京市使用料等審議会傍聴要領」のとおりとする。

議題4 西東京市民会館跡地新施設施設使用料の新設について（審議）

事務局より資料1-1から資料1-4までについて説明

○会長：

前回の審議会では、保谷こもれびホールやコール田無との単位時間・面積当たりの使用料単価の差が議論となっていたが、改めて事務局からは、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針にのっとり、原価計算に基づく施設使用料を新設することについて説明があった。

ただ今の事務局の説明について、意見、質問等はあるか。

○委員：

前回の審議会では、市内類似施設における単位時間・面積当たりの使用料単価に乖離があることや、既存の類似施設の使用料のほうが、新施設の使用料よりも高くなることについて指摘をしたが、既存施設については原価計算結果以外の要素によって結果的に使用料が高くなっており、新施設については基本方針にのっとった適正な金額を設定することが示されたため、疑問は解消された。

○委員：

新施設の原価計算において、建設費用に関する減価償却費を計上しない点については、市内他の施設でも事例があり、同様に取り扱うことについて承知した。

原価計算の結果を活かした料金設定をするという事務局の考えは承知したが、利用者の視点では、新施設の使用料のほうが安いことに疑問を持つこともあると思う。将来的には3館併せた指定管理者制度の導入を検討しているとのことなので、その検討の際には使用料の乖離についても整理がされるよう期待する。

○委員：

単位当たりの料金に差はあるものの、保谷こもれびホールとコール田無の使用料については、それぞれ過去の審議会でも妥当であると判断しており、新施設については原価計算の結果に基づく料金設定をする事務局案には賛成する。施設ごとの差については今後の課題としていただきたい。

○会長：

将来的には施設の利便性や立地条件等を踏まえた料金設定についても調査研究いただきたい。

○会長：

ほかになければ、西東京市民会館跡地新施設施設使用料の新設については事務局案のとおりとしたいと思うが異議はあるか。

（異議なし）

○会長：

答申については、本日の審議会でも出した意見を集約した上で案文を作成し、委員の皆様へ御

確認いただき、確定するということによろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題 5 エコプラザ西東京施設使用料の適正化について (諮問)

企画部長から米田会長へ諮問

議題 6 エコプラザ西東京施設使用料の適正化について (審議)

事務局より資料2-1から資料2-4までについて説明

○会長：

事務局の説明を踏まえ、意見、質問等はあるか。

○委員：

基本方針に基づく原価計算や、周辺施設との比較においても料金の引き上げは適当である
と考える。ただし、本施設が市民の交流や活動の場として用いられることを考えると、料金
の値上げは、それらの阻害要因となることが想定される。例えば、ごみ処理の手数料の値上
げはごみ排出量の削減という政策的な効果が期待できるが、施設使用料の値上げは、施設の
利用を促進したいという市の考えとは逆行する。料金の引き上げは必要だと思うが、同時に
利用向上の策も必要ではないか。

○委員：

原価計算書の減価償却費が、経年で変化していないように見えるが、その理解で良いか。

○事務局：

定額法で算出しているため減価償却費は変化しない。

○委員：

受益者負担割合について、現行の料金では30%に設定されているようだが、今回の事務局
案では適正割合を50%としている理由は何か。

○事務局：

令和元年に使用料・手数料等の適正化に関する基本方針が改訂され、会議室や多目的室の
適正な受益者負担割合が50%に改正されたためである。

○委員：

資料2-4に記載のある類似施設の使用料は、登録団体の料金か。

○事務局：

資料に掲載している市内類似施設については、団体登録をすることによって利用料金を優
遇しているものはない。

○委員：

市民にとっては、基本方針の改定を理由とした料金の引き上げは理解が得られない可能性がある。使用料を設定する上での適正な受益者負担割合が変化したことをまずは理解してもらう必要がある。激変緩和措置の上限価格である現行の1.5倍の料金への改定は早急であり、段階的な改定の検討も必要ではないか。

○委員：

登録団体以外については、基本方針の改定前の適正な受益者負担割合は50%であったか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員：

料金を改定することは同意する。ただし、市民目線では、900円が1,350円へ改定されると、かなりの値上げに感じると思う。この施設を頻繁に利用している団体はあるか。

○事務局：

登録団体では、定期的に利用されている団体が多い。利用頻度としては、3カ月に1回程度が多いのではないか。利用者の年齢層が上がっており、使用頻度は若干下がっている傾向にある。

○委員：

市は、環境団体の活動を促進していく立場にあると思う。受益者負担割合の変更についての理解を得ながら、施設利用の促進を図るべきと考える。

○会長：

改定案について異論はないが、適正な受益者負担割合を変更した経緯は市民に対し十分に説明するべきだと考える。

○事務局：

エコプラザ西東京は令和3年から令和5年にかけて、新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種会場として利用しており、市民利用ができなかった。また、その間、市は令和4年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までの脱炭素社会の実現を目指している。エコプラザ西東京はそれに資する活動を支援する施設であるため、市民にとって活動しやすい料金設定が望ましいと考えている。

○委員：

環境団体の利用を促進することを考えると、机上の計算だけで料金を改定することは理解が得られない可能性があり、適正な受益者負担割合を変更した経緯を十分に説明した上で、段階的な料金改定や料金改定の時期について検討するべきではないか。

○会長：

ほかになれば、エコプラザ西東京施設使用料については、原価計算結果や市内類似施設との均衡の視点から、資料2-3に記載のある改定額上限額への改定をすることが妥当と考えるが、利用者への十分な経緯の説明を行い、改定に当たっては施設利用の促進の視点を反映させることを附帯意見としたいと思うがいかがか。

(異議なし)

○会長：

答申については、本日の審議会に出た意見を集約した上で案文を作成し、委員の皆様にご確認いただき、確定するということよろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題7 その他

○会長：

その他の議題はあるか。

○事務局：

来年度第1回の審議会については、5月頃を予定している。

○会長：

了解した。他になければ、これで令和5年度第3回審議会を終了する。

(以上)